

役場での申告受付が2月18日(月)から始まります

平成31年度(平成30年分)の住民税申告と、所得税及び復興特別所得税(平成30年分)の確定申告受付が始まります。

期 間 2月18日(月)～3月15日(金) 土日を除く

時 間 午前8時45分～11時、午後1時～4時

※住民税申告で申告書の控えが不要な方は2月1日(金)から受け付けを行います。

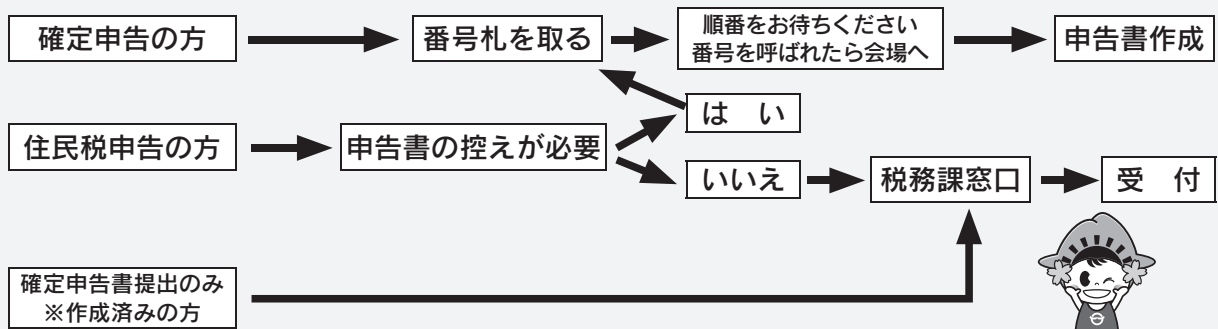
場 所 役場1階 町民談話室

受付開始直後と受付期間終了間際は、窓口が大変混雑します。混雑具合により早めに受け付けを締切ることもありますので、余裕を持ってお越しください。



日の出町
ひのでちゃん

<申告受付の流れ>



町・都民税の申告用紙は1月25日(金)発送

平成31年1月1日現在、町内にお住まいの方が、前年中の所得を申告していただくものです。

用紙が届いた方 必要事項を記入、押印のうえ、提出してください。収入がなかった場合は、申告用紙裏面の「収入のなかった方へ」の欄へ該当する事項を記入、押印して申告してください。

用紙が届かなかった方 役場税務課窓口
に用意してありますのでご利用ください。

※申告用紙は郵送でも受け付けます。
該当事項を記入し必要書類を添付して、
税務課住民税係まで郵送ください。

町・都民税の申告

「申告が必要な方」

- 給与所得のみの方で、勤務先から町へ給与支払報告書が送付されていない方
 - 主たる所得以外に、給与や配当などの所得があつたが、給与や配当がない方
 - 給与所得のみで、前年中に退職し再就職していない方
 - 次世代育成クーポンを受給している方
 - ※国民健康保険加入の方は、前年中の所得の有無に関わらず、必ず申告してください。また、配偶者・扶養親族のいる方は必ず記載欄へ記入してください。
- 「申告が不要な方」**
- 税務署に確定申告をする方
 - 給与や公的年金の支払報告書が町に送られている方で、他に所得がなかった方

申告時の持物 印章(ゴム印不可)、個人番号カードまたは通知カード、運転免許証などの本人確認書類(役場での確定申告の場合はコピー)、源泉徴収票などの所得を証明するもの、生命保険料・医療費などの控除に必要な証明書・領収書・明細書・前年の申告書の控えなど

※国民年金保険料に係る社会保険料控除は、保険料の支払いをした旨の証明書が領収書の添付が必要です。

町で受け付けできる所得税確定申告書

「還付申告書」

- ① 源泉徴収票による還付申告書
- ② 2年目以降の住宅借入金等特別控除による還付申告書(給与・年金所得のみ)
- ※住宅借入金等特別控除額が計算済の方
- ③ 医療費控除による還付申告書(給与・年金所得のみ)で、明細書を作成または医療費の合計金額を計算してある方

「所得税が課税となる申告書」

- ① 給与所得、年金所得の申告書
- ② 事業所得、農業所得・不動産所得の申告書で決算書、収支内訳書が作成済の方
- ※譲渡所得(土地や株の売買)や初めて住宅借入金等特別控除の申告をする方は、税務署で確定申告をしてください。
- ※町で受け付けできない申告書は、青梅税務署および青梅税務署職員と税理士の出張相談日(2月13日(水)・14日(木))をご利用ください。



申告が必要かどうかを、フローチャートで確認しましょう!



日の出町
ひのでちゃん

- ・簡易に判断する場合のフローチャートです。不明な点はお問い合わせください。
- ・年齢は平成30年12月31日現在です。
- ・納めすぎた所得税の還付申告を受ける場合は、下表に関わらず確定申告が必要です。

